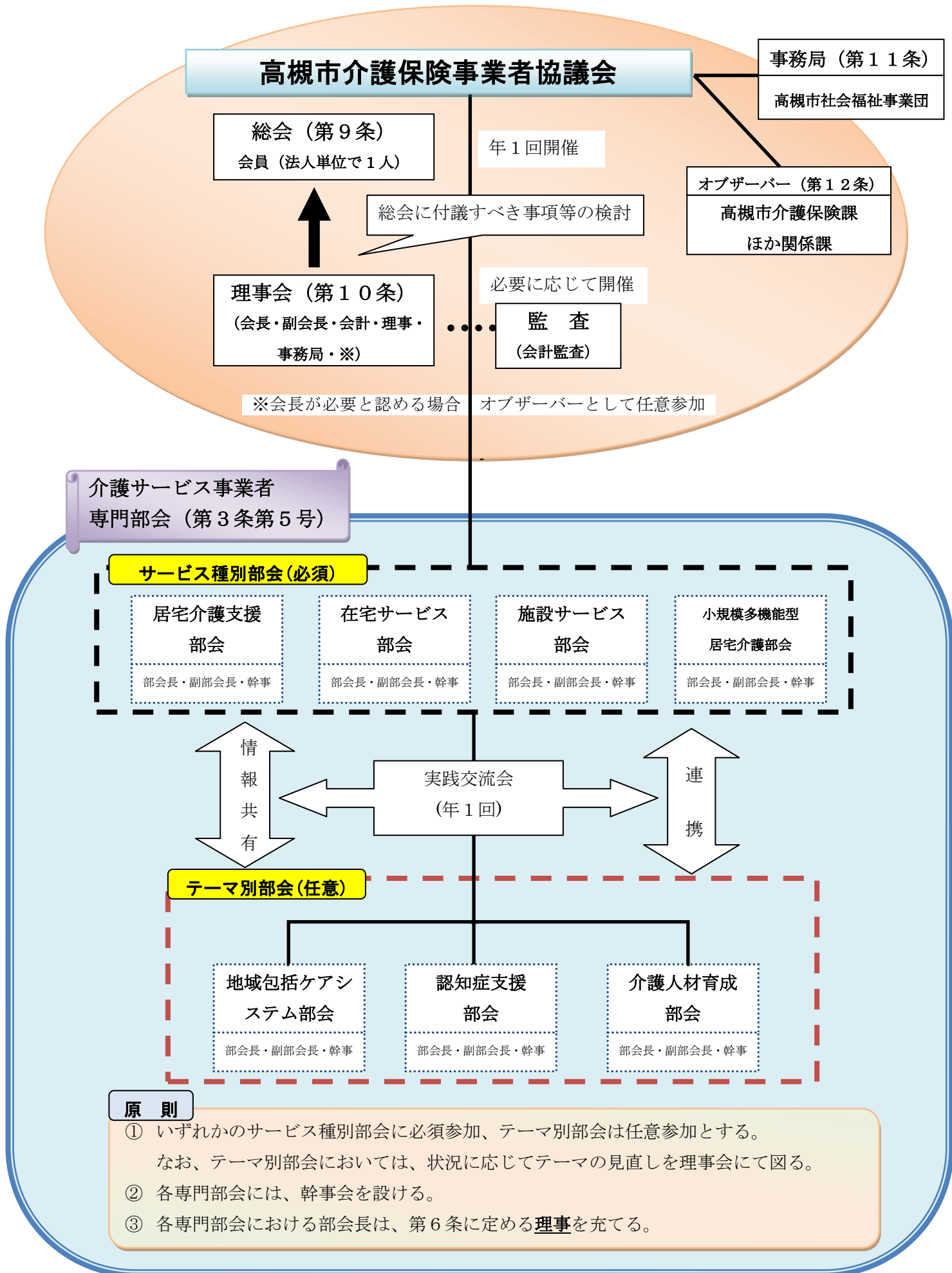


# 高槻市介護保険事業者協議会 組織図



- 原則**
- ① いずれかのサービス種別部会に必須参加、テーマ別部会は任意参加とする。  
なお、テーマ別部会においては、状況に応じてテーマの見直しを理事会にて図る。
  - ② 各専門部会には、幹事会を設ける。
  - ③ 各専門部会における部会長は、第6条に定める理事を充てる。